

【公布された条例等のあらまし】

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

一 失業者の退職手当の支給に係る退職の日後に事業を開始した職員等が、知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間は、当該退職手当の支給期間に算入しないこととした。

二 職員以外の者を職員とみなして職員の退職手当に関する条例を適用する場合等の勤務日数の要件を緩和することとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西組織委員会に対する寄附金を令和元年度から令和十年度までの各年度分の個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象とすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十号）

一 未交付のまま失効した一般旅券の発給に係る申請をした者が当該失効の日から五年以内に最初に一般旅券の発給を申請する場合における手数料を定めることとした。

二 一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止することとした。

三 この条例は、令和五年三月二十七日から施行することとした。

四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

一 内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

一 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な一般納付金所得等割合、後期高齢者支援金等納付金所得等割合、介護納付金納付金所得等割合等について、所要の改正を行うこととした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）

一 徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができることとし、その使用料の額を定めることとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）

一 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画について、共同住

宅等の一住戸単位の認定が廃止されたことに伴い、これらの計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額の算定の特例を廃止することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

個人情報保護に関する法律施行条例（条例第五十五号）

一 個人情報取扱事務の登録、閲覧等について定めることとした。

二 保有個人情報の口頭による開示手続について定めることとした。

三 開示請求及び行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料等について定めることとした。

四 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

五 徳島県個人情報保護条例は、廃止することとした。

六 五について、所要の経過措置を定めることとした。

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）

一 公園事業を譲渡する場合の承認の申請の手続、徳島県立自然公園の特別地域内における利用のための規制の対象となる野生動物の生態に影響を及ぼす行為等を定めることとした。

二 自然公園法施行令及び自然公園法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和五年一月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）

一 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）

一 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年三月二十七日から施行することとした。

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）

一 徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟において利用に供する設備及びその使用料の額を定めることとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）

一 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年三月二十七日から施行することとした。